

長崎総合科学大学 ICT を利活用した質の高い教育の推進に向けた計画

（目的）

第1条 長崎総合科学大学（以下、「本学」という。）は、学校法人長崎総合科学大学中期計画(2020-2024)」に基づき、学修者が「何を学び、身につけることができたか」を実感できることに主眼を置き、Society5.0 時代を生き抜く力を育成するため、ICT（Information and Communication Technology）を利活用した教育及び教育の質の保証とその実質化に取り組むこととし、その推進に向けた計画を以下の通り定める。

（本計画の実施期間）

第2条 本計画の実施期間は 2025 年 3 月 31 日までとし、取り組みを推進する。

（技術支援・教育支援体制の整備）

第3条 本学の ICT に関連する教育を有効に行うため情報環境設備の支援及び関連業務の推進に寄与することを目的として情報科学センターを置く。

- 2 前項のセンターの運営に係る事項等を審議するため、本学に情報科学センター運営委員会を置く。
- 3 前2項のセンター及びセンター運営委員会に係る事務等処理するため、情報科学センター事務室を置く。
- 4 情報科学センター事務室は、ICT に関連する技術支援・教育支援について関係部署と相互連携して推進する。

(1)ICT の利活用による情報教育の支援

(2)ICT の利活用による情報設備を利用した教材作成の支援

(3)ICT の利活用による教育手法に関する FD（faculty Development）及び SD（Staff Development）の実施

（ICT 環境の整備）

第4条 ICT を活用した教育や Society5.0 に向けた人材育成のため、以下各号の環境整備を推進する。

- (1)ブレンド型教育などが利用できる双方向性の高い教室の整備
- (2)ICT を利用した教材の開発用設備と教材開発の支援
- (3)オープンデータ教材や e-learning 教材の活用するカリキュラムの開発
- (4)学修成果の可視化を用いた学生の習熟度データの把握
- (5)前号の可視化データを用いた学生の学修指導及びカリキュラム編成の評価・改善

（セキュリティへの対応）

第5条 本学は、「情報セキュリティ対策基本方針」及び「長崎総合科学大学 情報セキュリティ対策基本規程」に基づき、ICT の利活用推進に係る情報セキュリティ管理を厳格に対応するものとする。

(取り組みの評価体制)

第6条 本学は、本計画に基づく ICT の利活用による質の高い教育の推進に関し、以下の通り数値目標を設定し、評価・改善に取り組む。

(1)学修成果の可視化データを基にした学生指導を全学生に対して年1回以上

(2)授業外学修時間の増加者が前年度と比較して 5%以上

2 本学は、IR 委員会を通じて前項の目標達成状況を確認し、その結果を教学企画運営委員会に報告し、その評価を行うものとする。

(改廃)

第7条 第2条に定める期間中における本計画の改廃は、情報科学センター運営委員会の議を経て、学長が決定する。

附則

本計画は令和5年10月26日から施行する。

以上